

北名古屋水道企業団監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、北名古屋水道企業団の定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和6年11月15日

北名古屋水道企業団

代表監査委員 堀 尾 博 樹

# 定例監査の結果

## 1 1 監査の実施日

令和6年10月28日

## 2 監査の場所

北名古屋水道企業団 会議室

## 3 定例監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係書類や監査資料を調査するとともに、関係職員から内容を聴取して、事務事業の執行が、適正かつ合理的、効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

特に監査の要点としては次の事項である。

- (1) 基幹管路及び重要給水施設までの管路の耐震化計画と配水管布設替工事 No.010 の関係書類について
- (2) DX導入事例とその効果について

## 4 監査の結果

監査を実施した事項及び事務事業の執行処理状況については、適正になされていると認められた。